

令和5年度第1回 大阪府障がい者自立支援協議会

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

日時：令和5年9月13日（水）

午後2時から午後4時まで

場所：大阪府立障がい者自立センター

1階 大会議室

○司会（地域生活支援課） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。ただいまから「令和5年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を開催させていただきます。委員の皆さまにはご多忙のところご出席をいただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます。大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議の開会に先立ち、大阪府福祉部医療監よりごあいさつを申し上げます。

○医療監 大阪府福祉部医療監でございます。大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

コロナの方も報道ではだいぶ何とも言われなくなってきましたが、一方で、先生方とお話を伺いますと、やはりまだ多数患者さんも出ているという状況でございます。だいぶ前からいわれていましたが、新たな株も次第に増えてきたということもありまして、特に高齢の方、あるいは基礎疾患を有する方については油断できない状況がまだ続いているのかなと思われました。今後とも、私の方も気を引き締めて対応に当たってまいりたいと考えております。

さて、大阪府は高次脳機能障がいの各拠点における支援事業に従前より取り組み、関係機関の皆さん方のご尽力もありまして、少しずつではありますが、高次脳機能障がいの皆さまへの支援の輪が広がってきていると感じております。

しかしながら、ご承知のとおり、高次脳機能障がいは症状が多様で、個別性が高く、多職種による専門的、総合的な知識やノウハウによる支援が必要なため、地域で高次脳機能障がいの方を支えるに当たっては、引き続きさらなる理解促進や、支援方策の検討が必要であるというふうに考えております。

昨年度は、地域支援ネットワークの再構築や、診断治療が可能な医療機関の開拓及び普及啓発の方向性につきまして、さまざまなご意見をちょうだいいたしました。本日は、本部会の現在の取組状況につきまして、ご報告をさせていただきます。今後の方向性等につきましてご議論をいただきたいと考えております。

今後とも、本府の高次脳機能障がい者の支援拠点であります、障がい者医療・リハビリテーションセンターにおきまして、専門的な研修の実施ならびに多くの方々への高次脳機能障がいの理解促進に取り組むことはもちろんのこと、府の専門性を生かした市町村や、事業所等への助言を通じて地域の医療関係機関による、よりよいネットワークづくりの促進と、地域の支援力向上のため、よりいっそう努めてまいりたいと思っております。本日はどうぞ忌憚（きたん）のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

《委員紹介》

○司会（地域生活支援課） それでは、本日ご出席の委員の皆さまをお手元の名簿に沿ってご紹介させていただきます。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長の石橋委員でございます。
社会福祉法人 豊中きらら福祉会 第2工房「羅針盤」 施設長の奥田委員でございます。
東大阪市 福祉部障害者支援室 障害施策推進課 課長の手嶋（テシマ）委員でございます。

社会福祉法人大阪肢体不自由者協会 障害者相談支援センターかたの 管理者の仲委員でございます。

なやクリニック 副院長 納谷委員でございます。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター次長の別所委員でございます。

一般社団法人 大阪府医師会 理事の前川委員でございます。

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課長の三浦委員でございます。

また、オブザーバーとしてご出席の皆さまをご紹介させていただきます。

大阪府教育庁教育振興室長の仲谷（ナカタニ）さまでございます。

大阪府岸和田保健所長の田邊さまでございます。

吹田子ども家庭センター所長の新粉（アラモミ）さまでございます。

本日は委員12名中8名のご出席をいただいております、『高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱』第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局ですが、地域生活支援課及び大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターが出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

《資料確認》

○司会（地域生活支援課） それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、委員名簿、配席図、本部会の運営要綱。パワーポイントの資料1から資料4までと、参考資料としまして、参考資料の1から6までですね。6の『診断・診療等に取り組んでいる医療機関』までと、チラシとしまして3種類追加をしております。『大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会 あらたな気づきがここにある』というチラシと、12月に開催します子どもの高次脳機能障がい家族講座・交流会のチラシと、行動障がいの理解と支援、発達障がい、高次脳機能障がいから認知症までという堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター様のチラシと3種類お手元に配布をさせていただいております。不足の資料等はございますでしょうか。

なお、本協議会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、大阪府の『会議の公開に関する指

針』の趣旨に基づき公開で実施することとしております。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと存じます。ここからの進行は、部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

《議題1》

○部会長 委員各位、大変お忙しい中ありがとうございます。早速議事を進めていきたいと思っております。それでは、議題に沿って議題1「地域支援ネットワークの再構築について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、議題1「地域支援ネットワークの再構築」につきまして、大阪府福祉部地域生活支援課よりご説明いたします。

それでは、資料1の1ページ目をご覧ください。令和3年度第2回の部会におきまして、地域支援ネットワークを再構築するための研修を実施していきたいとご説明させていただき、令和4年度は、そのための仕組みづくりを行い、今年令和5年度から府内の2圏域で研修を実施することとしておりました。1ページ目には、今年度及び来年度の研修実施に向けた取組状況等を記載させていただいております。

1番の「令和5年度の取組み」欄をご覧ください。今年度研修を実施することとしておりました中河内圏域及び泉州圏域について、今年度、令和5年の5月から8月に事務局会議を実施の上、次のとおり研修を開催する方向で決まりました。

まず①ですが、中河内圏域については、令和5年9月8日、金曜日に研修が実施されました。中河内圏域は、事務局会議での検討の結果、「これまで実践できた支援内容を圏域内に根付かせられるよう伝えていくこと」が重要ということで、病院から事業所につながった連携例の報告や名刺交換会を行うこととなりました。

研修に私も行かせていただいたのですが、参加者が70名弱ほど参加いただきまして、それこそいろんな職種、いろんな機関の方からご参加いただいたというところで、すごく盛況な研修だったかなと思います。

次に②ですが、泉州圏域については、令和5年の11月14日、火曜日に開催予定となっております。泉州圏域は、新しい支援者向けに、医師による基礎講座を入れつつ、顔の見える関係ができるようグループワーク、事例検討であったり、名刺交換会を行うこととしております。大阪府としては、中河内圏域での研修実施に当たって、市町村や大阪府医師会さまの関係各所と調整させていただきまして、研修参加や関係機関の周知について、協力依頼を実施させていただきました。

泉州圏域についても、積極的に調整を図っていき、研修参加者の増加や、また、研修参加者が増加して、多職種多機関から多くの方に研修にご参加いただくことで、地域支援ネットワークの拡充により一層近づけると考えておりますので、その後の展望として地域支援ネットワークの拡充を図ることとさせていただいております。

2番の「令和6年度の取組みの方向性」欄をご覧ください。令和5年6月に北河内圏域に

において精力的に高次脳機能障がい者の受入れを行っております医療機関との意見交換を実施しまして、研修実施に当たって中心的な役割を担っていただくということもご承諾いただきました。その後、北河内圏域における事務局メンバーとして、圏域内の就労支援B型事業所、当事者家族会、相談支援事業所などに声掛けをさせていただきまして、今後、内諾いただいたメンバーの方と、年明けに顔合わせを行った上、北河内圏域のネットワーク事務局の立上げを行う予定です。

また、圏域内の市町村のうち、一部に協力依頼を実施いたしました。年度内に、圏域内の全ての市町村に協力依頼を行う予定です。

今後、泉州圏域及び中河内圏域での事例をもとに地域支援ネットワークの再構築を行っていきたいと考えております。併せて、令和6年度研修実施の圏域をもう一つ選定するため、引き続き調整を行ってまいります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。3番「各圏域毎の活動状況及び支援機関について」としまして、各圏域ごとに地域支援ネットワークの有無であったりを掲載させていただいております。左上から豊能圏域、大阪市圏域、堺市圏域、泉州圏域、次に右側が三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域の状況を掲載させていただいております。

続きまして3ページ目をご覧ください。4番「ネットワークのイメージ」としまして、前回もご説明させていただいたところですが、今後各圏域で充実・再構築を目指すネットワークのイメージを掲載させていただいております。

まず高次脳機能障がい者、高次脳機能障がいのある方を中心としまして、行政機関・教育機関、障がい福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、当事者・家族など各支援機関が網目につながり、大阪府としては、圏域からの相談を承るであったり、受けた相談なども踏まえて援助や助言を行うといった側面的な支援を行っていかれたらと考えております。資料の右下にも記載しておりますとおり、各圏域の中心的役割を担ってくださる機関が中心になって連携し、自主的に運営がなされているという状態が望ましいと考えております。

続きまして4ページ目をご覧ください。ここで、「堺市圏域の高次脳機能障害に対する支援ネットワークについて」ということで、現在も圏域内で地域支援ネットワークが機能されている堺市圏域に関して、堺市役所さま及び堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターさまにネットワークの活動状況等についてご説明やご報告をいただければと思います。堺市圏域の報告を一つの参考としまして、皆さまには地域支援ネットワークを各圏域でつくっていく中で参考となる点や、抱えている課題をどのように解決していくのがよいかなど、さまざまなご意見をいただければと考えております。

なお、地域支援ネットワークは各圏域で地域の実情等にに応じてさまざまな形があつてしかるべきものでありますから、今回の堺市圏域でのご報告は、あくまで地域支援ネットワークの一例としてのご説明であり、全ての圏域がこの堺市圏域のとおり形成・活動しなければいけないといった意図はないことを最初に念のため申し添えます。それでは堺市さま、よろしく申し上げます。

○堺市（障害施策推進課） 皆さんこんにちは。堺市障害施策推進課、課長補佐でございます。本日、当部会の委員でもあります、当課の課長につきましては議会中ということで、その答弁がありますので、本日欠席をさせていただいております。

私の方からは、本市での取組みについてご説明をさせていただきます。詳細は、後ほど生活リハビリテーションセンターの方から説明をさせていただきます。

まず、本市堺市では、障がいのある方々の社会参加、地域生活を支援するとともに、障がいのある方と市民の方々が交流を通じて相互理解を図ることを目的とした広域的、総合的な拠点施設、健康福祉プラザを皆さんご存じの仁徳陵古墳のそばにある大仙公園の南側。以前大阪府立身体障害者福祉センターがあった場所に平成24年4月から設置して、今年で開設12年目となっております。

このプラザには、就ボツをはじめとした障がいに関する各種相談機関や、行政機関を集約している他、障がいのある方の社会参加促進のための文化芸術活動のための部屋とか、スポーツ教室の開催。また、体育館、プール、トレーニング室などのスポーツ施設の貸出し、運営なども行っております。

中でも生活リハビリテーションセンターは、本市の指定管理業務として行っておりまして、急性期、回復期のリハビリテーションを終えて、地域で生活される高次脳機能障がいのある方をはじめとする中途脳損傷者の方に対して、機能訓練とか、生活訓練などを実施することによりまして、社会生活力の維持、向上を図り、高次脳機能障がいのある方などの社会参加、自立生活を促進することを目的に設置、運営をしているところです。

各種相談支援の他に、高次脳機能障がいに関する正しい理解を広めるため、研修会などを開催。今年は、夏休みの期間に学校の先生に向けた、子どもの高次脳機能障がいという特別な講座なども行っていただきました。また、関係の事業所とか、医療機関、関係団体などとネットワークを構築して進めていっていただいております。

堺市の圏域につきましては、堺市が公的施設として生活リハビリテーションセンターを設置していることで、市が率先した形で高次脳機能障がいの方の支援のためのネットワーク構築ができること、また健康福祉プラザの中に設置していることで、他の機関、例えば就ボツであったり、そういった機関とのスピーディーな連携ができたり、あとは施設的に体育室とか、トレーニング室を活用した訓練の幅を広げることができることがメリットだと考えております。

また、当課については失語症の対応などもしておりますので、そういったところも一緒に連携しながらこれから事業を進めていこうと考えております。詳細の取組みについては、生活リハビリテーションセンターの方からお伝えをさせていただきます。

○堺市（生活リハビリテーションセンター） はい、生活リハビリテーションセンターでございます。堺市の現状についてご報告をさせていただきたいと思っております。資料5ページをご覧ください。閲覧いただければと思います。

高次脳機能障がいのある方の支援において、ネットワークの構築には地域性や地域資源

の特徴というのが大きく関与していると思います。堺市には、1980年半ばから麦の会という中途障がい者の方々の作業所としての草分け的な存在がございます。そして、ご存じのとおりですが、2001年より国において高次脳機能障がいの支援モデル事業が始まりまして、5年間モデル事業。2006年から国の支援を受ける事業という形になっている中、2005年には堺脳損傷協会ことばの泉、2007年にはなやクリニックという形で地域の資源がそれぞれに設置され、ネットワークが構築されていく中、先ほど補佐の方から説明がありましたように、平成24年にはプラザの開設とともに堺市の高次脳機能障害支援拠点が設置され、ネットワークの構築がさらに進んでいったという状況になっております。

続いて資料6ページをご覧くださいと思います。医療と福祉の連携モデルの具体例として、平成26年から生活リハビリテーションセンター運営委員会というものを行政と指定管理者、医療、福祉、または当事者・家族会のそれぞれの代表する立場の方々にご参加をいただきまして、運営委員会というものを発足しております。

運営委員会では、具体には市内ネットワークの構築ということで、いわゆる情報発信のニーズなどを議論いただきながら、研修会であるとか、勉強会の実施というものをしております。

続いて資料7ページをご覧ください。ネットワークの構築の具体的な数値という形で、各区に堺市の場合は障害者自立支援協議会が設置されておりまして、その委員として生活リハビリテーションセンターの職員が参加しておりますので、各区の自立支援協議会への参加回数等をお示しさせていただいております。

また、これまで大阪府さんの方からも大きな発信をいただいております府のコーディネーター会議にも、定期的に当センターのメンバーが出席しているといったような状況となっております。

続いて、医療機関との会議等のところを少しご注目いただきたいのですが、先ほどご報告いたしました平成26年に運営委員会設置後には、医療機関との会議の数が少し増えていることがご覧いただけるかと思います。これは、いわゆる入院中の退院前のカンファレンスに当センターの職員が出向かせていただきまして、その時からの地域生活の再開を一緒に検討する場というふうにお考えいただければと思います。ご説明をするまでもなく、令和元年度の末には新型コロナウイルスの感染症というようなことがありましたので、令和2年度から医療機関での会議等の回数が減っているというところが特徴的かと思います。

そして、令和3年度には、その下の行の事業所との会議が少し増えているというような状況となっております。このような中でも令和4年度の続きですが、研修会や出張型勉強会の開催などもさせていただいたというところがございます。

次、資料8ページをご覧ください。令和4年度の堺市の支援ネットワークにおける課題、いわゆる令和2年から4年までの経過をへて、医療と福祉の連携において、早期の連携に支障をきたしたというような課題が浮かび上がってきたと考えております。従来であれば、発症後、急性期病院等に入院して、リハビリテーション病院等へ転院というような形にはなる

ところですが、どうしても面会や外泊ができないといったような状況で、非常に病院での療養中に大きなストレスを感じることがありまして、早期退院に至ったといったようなケースの支援をさせていただいております。

早期に在宅生活での支援が始まりますと、在宅生活では、他者の病状とかになかなか触れることがないというようなことで、情報量が少ないといったところで、どうしても社会参加への遅れにつながる可能性があるのではと感じております。そして、相談で当センターに来られるときには、いわゆる家庭内でのストレスが非常に大きくなっていたり、またお仕事をされている方でしたら、復職期限が迫ってからの相談という形で、先ほど資料7ページでご説明をさせていただきましたように、医療機関との連携の数が減った翌年、もしくは翌々年あたりにいわゆる介護保険事業者、相談支援事業者との支援会議というものが増えているというような状況というふうにご認識ください。

最後、資料9ページになりますが、令和5年度の課題という形で先ほど説明しましたコロナ禍によって医療機関との早期連携に支障をきたした中で、それでも当事者や支援者が支援のネットワークを通して適切な時期に適切な支援を受けられる体制を再構築する必要があるというふうに考えております。具体的な取組みとしましては、医療機関支援ポスターを配布するといったようなこと。また、SNSやホームページ等を活用した広報活動。特に、令和5年度から力を入れさせていただいておりますが、医療機関を通らない高次脳機能障がいのある方はいらっしゃいませんので、医療機関の支援者向け専門知識の習得のための研修会などの企画をさせていただきました。

また、令和5年度、まだ年度途中ですが、4年ぶりに医療機関での集合型の職員研修というものが開催される準備が進んでいっているといったようなことでございます。報告は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、資料1「地域支援ネットワークの再構築」の説明を終わります。堺市圏域さまの活動報告もご参考に、効果的な地域支援ネットワークの再構築についてであったり、取り組んだ内容、今後の進め方等について、ご意見いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○部会長 1番目の地域支援ネットワークの再構築についての報告でございましたが、何か質問がございましたら。ご意見でも結構です。

後ほどまた戻っていただいても結構です。

《議題2》

○部会長 それでは、議題の2「診断・診療が可能な医療機関の把握と連携」に移ります。事務局、説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、議題2「診断・診療が可能な医療機関の把握と連携」に関しまして、引き続き大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課よりご説明いたします。

資料2、ページ数で言いますと10ページ目をご覧ください。診断・診療を受けることが

できる医療機関を当事者・家族が把握しやすいようにする必要性や、医療従事者や支援者などが、地域の資源を発見しやすくなるというメリットを踏まえ、診察等可能な医療機関の一覧を作成・公開している旨令和4年度第1回の部会にてご説明させていただいておりました。

1番は取組状況についてです。令和4年7月から、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターのホームページに公開させていただいており、その時点では、81機関を高次脳機能障がいの診断・診療等に取り組んでいる医療機関として掲載しておりました。その後、前回令和4年度第2回でのご意見を踏まえ、一覧表の今後の活用を探り、かついただいたご意見をもとに一覧表のブラッシュアップができるよう、意見を入力できるようなアンケートを令和5年の5月からホームページに掲載いたしました。令和5年の8月時点で掲載件数は85件と、公開当初から4件の増となっているところです。

次に2番「医療機関一覧の項目詳細化について」をご覧ください。前回令和4年度第2回の部会におきまして、「医療機関一覧について、利便性向上のために、作成可能な診断書の種類や診断の条件等、項目を増やす・細かくした方がいいのではないか」というご意見が挙がりましたので、どうしていくかを大阪府として検討するに当たり、高次脳機能障がいの診断・診療に携わる医療機関に、医療機関一覧の項目詳細化、すなわち項目をより多く、より増やすことについてどう思われるか意見聴取いたしました。聴取した意見の中で主だったものを掲載させていただいております。

まず、医療機関の立場として、「公的な診断書を書いてくれる医療機関は一定あるが、保険関係や裁判の資料などを書いてくれる医療機関はなかなかない。そのため、書ける医療機関に集中してしまう、連絡が集中してしまう恐れがある。また、リハビリで通院中の患者については診断書を書く事ができるが、外来で2回程度問診しただけでは書くことが困難」といった意見がございました。

加えて、「詳細な要件を掲載するよりも、大まかな情報にしておく方が良い。医療機関同士での診断書作成や検査などのできる医療機関の情報共有や、地域支援ネットワークの構築が重要。」という意見がありました。書くのが難しいという実例をおりませながら、講習会や二次医療圏域ごとぐらいで継続的な勉強会・講習会があるとよいのではないかという意見もありました。

以上を踏まえ、今後大阪府の方針としましては、引き続き診断や診療などのできる医療機関の把握や連携の強化に加えて、議題1でもご説明させていただいております各圏域における研修を通じてネットワークの構築を推進し、また、診断書作成に関する講習会の実施などについても、今後検討していきたいと考えております。

大阪府としても、診断書を書ける特定の医療機関に連絡が集中してしまうといった事態は避けたいと考えておりました。各圏域の中で、こういった医療機関がこういったことに対応できるのかの情報共有がスムーズに行われるよう、地域支援ネットワーク再構築のための研修を実施することで、地域支援ネットワークの構築・拡充を引き続き行っていくなどを

していきたいと考えております。

11ページ目をご覧ください。11ページ目は、実際にホームページに掲載しているイメージになります。大阪府高次脳機能障がい相談支援センターホームページ内に、「高次脳機能障がいの診断・診療等に取り組んでいる医療機関の一覧」というリンクがございますので、そちらをクリックいただきましたら、下記のとおり一覧が表示されます。下記は一覧の抜粋ですが、今回の部会資料の「参考資料6」として、医療機関一覧を入れておりますので、そちらもぜひご確認ください。

以上をもちまして、資料2「診断・診療が可能な医療機関の把握と連携」についてのご説明を終わります。先ほども申し上げましたとおり、医療機関一覧の今後の有効活用などについて幅広くご意見をいただければと存じます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。何か今の事務局からのご説明で、ご質問、ご意見はありますでしょうか。ご意見は、はいどうぞ。

○委員 取組状況の中の掲載件数が85件ということですが、一覧表の方ではおそらく住所などが分かると思うんですが、大阪府下で、どのエリアにどのように声掛けをされているかが分かるようになると、ここの地域には多い、ここの地域には少ないというのが分かると思います。そういう表示の仕方であれば一般の方にはすごく分かりやすいかと思えます。

エリアに少ないところには、どう働き掛けたらいいかという部分も併せて検討していただきたいと思えます。

先ほどの議題1のところ少し戻ると、最初の資料の1、2枚目のところに令和6年の取組みの中で、真ん中の方から事務局メンバーとして圏域内の就労B事業所、当事者・家族会、相談支援事業所などというところですが、その「など」の中に、例えば生活介護の事業所が検討の中に含まれているのかということが気になりました。

就労継続支援B型では、区分に関係なく年齢も制限がないので、受入れ自体は可能だと思いますが、高次脳機能障害の中には、やはり身体障害を重複し、例えば低酸素脳症の方や、かなり身体的にも障害が重たい方もいらっしゃると思います。その方については、職員配置基準が低い就労継続支援B型での受入れというのは難しくなってくると思うので、生活介護事業所などにも入ってもらい、そういった方の受入れができるような形も必要だと思いました。

あと、堺市の先ほどの報告にもありましたが、病院を退院した後に介護保険のケアマネジャーさんにつながるということがありますので、そこでケアマネジャーさんが受けている脳卒中の方で、高次脳機能障がいがある方の事例はたくさん持っているのも、そういうところもこのネットワークの中に入っただき、その地域の状態を把握していくということが必要かなと思いました。以上です。

○部会長 他のご質問ですが、いかがでしょうか、生活介護とか、あるいは介護保険の連携とか。

○事務局 お声掛けをさせていただいた事業所の中では、結論を言うと、事務局メンバーとしてはお声掛けはさせていただいてはいないというのが正直なところですが、おっしゃるように、生活介護の事業所に入っていた方がというところが一つのご意見としてもあるのかなと思うんですが、圏域の実情によっては、場合によっては、すでにもうつながりがあるところ同士で事務局メンバーを構成した方が、事務局としてはうまく機能するのかなというケースもありますので、あえて事務局メンバーとしては、もうお声掛けをまず一部のメンバーに限定させていただいているというところがあるんですが、ただおっしゃるように、今後ネットワークを考えていく上では、もっといろんな職種、いろんな機関に入っていくことが当然理想的なところになろうかなと思いますので、研修実施の際などには生活介護事業所も含め、限定せずにいろいろなところに声を掛けさせていただいて、圏域内の地域支援ネットワークの構築拡充を進めていけたらというふうに考えているところです。

○部会長 今のご意見については、特に重度あるいは最重度の人たちへの対応ということも含めないと駄目なんです。就労できない人もいますからね。その辺をひとつまた、見方を変えて、メンバーで入ってもらう必要があるのかなと思います。他にございませんか。ご意見、ご質問。

私の方からちょっと。10ページの意見を入力できるようアンケート画面を掲載というのは。例えば、これは駄目、であったり、意見が既に来ているのでしょうか。あればどんな意見があったのでしょうか。教えてください。

○事務局 意見を入力できるアンケート画面を掲載させていただいているんですが、今のところ意見は1件も来ておりません。

○部会長 他にございませんか。では、次のところに移りたいと思います。

《議題3》

○部会長 「高次脳機能障がい児支援の普及啓発等について」に移ります。

○事務局 議題3の「高次脳機能障がいの普及啓発の方向性」について、私、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課から引き続きご説明させていただきます。

資料3、ページ数で言いますと12ページ目をご覧ください。資料3をご説明いたします。まず1番「普及啓発イベント」についてです。府民を対象として普及啓発を図ることで、自分や家族の身に起きたときの対応について知ることができ、その結果、適切な支援機関により早くつながることができると考えられることから、大阪府としてはこれまで、集客施設、中でもイオン株式会社との包括連携協定に基づく公民連携の取組みとして、イオンモールにてイベントの実施による普及啓発を行ってきました。

今年度は、6月の18日の日曜日にイオンモール茨木にてイベントを実施いたしました。イベントの内容としましては、令和4年度まで実施していた内容に加え、高次脳機能障がいのことを知らないような家族連れの方などに足を止めてもらえるよう、輪投げやお菓子つかみといった屋台を開催しました。加えて万博とのコラボといったところで、昨年度も実施

しました撮影会について、昨年度であればもずやんに来ていただいて、大阪府の広報担当副知事のもずやんに来てもらったの撮影会ということだったんですが、今年度は、もずやんだけでなく、万博のマスコットキャラクターのミャクミャクとも写真撮影ができるようにし、ミャクミャクの塗り絵を書いてもらったら万博グッズをプレゼントするといった万博ブースも開きました。

ミニ講義や脳トレ体験の参加者が前回よりも多かったのに加えて、とりわけ屋台や撮影会が人気を博し、前回のイベントと比べると、アンケートの回答数だけで見ても10倍近い回答が得られました。

前回のアンケートの回答数は20件ほどだったんですが、今回のイベントのアンケートの回答数は180件ほどだったというところで、10倍近い回答が得られたというところですよ。相談ブースでの対応件数も、前回よりも多い12件の対応件数となっております。

次回も、屋台や万博とのコラボなどはぜひ継続して行いつつ、他にももっと面白い仕掛けができないかをご検討していけたらと考えています。

続きまして13ページ目をご覧ください。2番「普及啓発用ツール」についてです。普及啓発を行うため、府民や支援者等が、気軽にいつでも知識を習得できるような普及啓発用ツールの作成・公開に向け、令和4年の11月から年2回検討会を開催しているところです。

昨年度の検討会で構成員の方から「1本辺りの時間は短めの方が見やすい」「事例ごとに作成するとわかりやすい」「発達障がいや認知症との違いを切り口にする、高次脳機能障がい以外の方が見る機会も増える」といった意見があったことから、作成する動画のテーマとしては下記の表のとおりとしております。

令和5年度は①事故や脳の病気のあともしかすると②番、診断してもらうには～発達障がい・認知症との違い～の2本について作成予定としておりますが、①については動画が完成しましたので、今回皆さまに動画の方、①の事故や脳の病気のあともしかするとについて、皆さまに見ていただければと思います。

<動画投影中>

○事務局 はい、ありがとうございます。見ていただきました動画のイラストについてなんですが、しぶやちあき氏からご提供いただいております。②については今後作成を進め、できましたらまた皆さまにお示しさせていただきます。また、作成した動画につきましては、YouTubeで公開するであったり、YouTubeで公開した後に大阪府のホームページ上でもリンクを貼らせていただいて、いつでも皆さまが見られるように、府民の方に見ていただけるようにいたします。

続きまして14ページ目をご覧ください。3番「大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」についてご説明いたします。当事業は、一般社団法人日本損害保険協会の助成事業である大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会の実行委員会に、大阪府障がい者自立相談支援センターの職員がメンバーとして参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して講習会を実施しているものです。昨年度まではYouTube上で

WEB開催としておりましたが、今年度は「第4回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」としまして、堺市立健康福祉プラザ大研修室での対面開催とし、会の様子を後日YouTubeでオンデマンド配信する予定です。

開催日時は令和5年11月12日、内容は、一つ目が高次脳機能障がいに関する基礎講座、二つ目に当事者と家族、支援者による体験談、3番目で当事者・家族会の活動紹介の3本立てです。

今回も大阪府立工芸高等学校の生徒の皆さまに案内チラシであったり、ポスターなどのデザインといったところでご協力をいただいております。今回お配りしている参考資料の後ろにチラシを三つ付けさせていただいているかと思うんですが、そちらに今回の第4回大阪府高次脳機能障がいリハビリテーション講習会のオレンジ色をベースにしたようなチラシがあるかと思うんですが、そこに書いてあるようなチラシ、またはデザインといったところでご協力をいただいております。

次に4番「普及啓発用ポスター・グッズ等」についてです。高次脳機能障がいの普及啓発用グッズとして、これまで大阪府では令和2年度にクリアファイル、令和3年度にうちわ、令和4年度は、普及啓発用グッズとは異なりますが、高次脳機能障がいの症状や相談窓口を周知する啓発用ポスターを作製いたしました。今年度作成の普及啓発用グッズについては、桃山学院大学の学生の皆さまや、桃山学院大学経由で福祉事業所と共同で、付箋といった啓発グッズを作成する予定です。内容やデザインが固まりましたら、次回以降皆さまにお示しさせていただけると思います。

資料の説明は以上です。効果的な普及啓発の方法であったり、さまざまな観点からご意見をいただければと思います。こちらからは以上です、よろしく願いいたします。

○部会長 いろいろご説明いただきまして、質問、ご意見を願います。

私の方から。難しいとは思いますが、配布するグッズの内容については今後より一層検討していただけたらと思います。

他にございませんか。リハビリテーション講習会についてですが、新たに11月12日に開催するということで、これはハイブリッドですか。両方でやるんですか。

○事務局 ハイブリッド開催ではなく、11月12日に会場で開催させていただいて、開催されている様子を動画で撮らせていただき、それを後日YouTube上で配信させていただくというような流れになっております。

○部会長 ハイブリッドではないので、70人が実際に行って、それを撮影して配信するわけですね。

○事務局 そうです。

○部会長 どうですか。研修のあり方のご意見で、高次脳機能障がいというのは障がいのデパートのようなものです。認知症なのか高次脳なのかとか。高次脳なのか発達障がいなのか、いろんな切り口がある。身体障がいもありますけどね。なので、いろんな橋がかけられるかな

と。

まったくの素人の人に啓発をするのかとよくおっしゃるんですが、まったく素人の人に急に免疫異常について勉強せよと言われても、何のことだか分からないと思うので。やはり何か自分たちと関係があるような話の持っていき方の方がいいのではないかと思います。

他よろしいでしょうか。後でまとめていろいろ出してください。

《議題4》

○部会長 では次の議題、「その他」。

○事務局 はい、最後に、「高次脳機能障がい児支援の普及啓発等について」というところに関しまして、引き続き大阪府福祉部地域生活支援課の方からご説明させていただきます。

資料4、ページ数で言いますと、15ページ目をご覧ください。資料4をご説明させていただきます。1番「子どもの高次脳機能障がい家族講座・交流会」の欄をご覧ください。高次脳機能障がい困りごとを抱えておられる当事者・家族、中でも子どもの高次脳機能障がいというところで、お困りごとを抱えておられるような当事者・家族であったり情報が入手したり、思いや体験談を共有したりすることができる機会を提供するために、今年度以下のとおり家族交流会、家族講座・交流会を開催予定です。

日時は、令和5年12月15日、場所は大阪府立障がい者自立センターの1階大会議室の予定です。

実施に当たっては、高次脳機能障がい児、子どもの高次脳機能障がいのケースに複数携わっていただいています大阪医科大学LDセンターの言語聴覚士の方にもご協力いただきます。

次に2番「高次脳機能障がい児の効果的な支援について」をご覧ください。高次脳機能障がいは、外見上から分かりにくいいため、周囲の理解を得ることが難しいという性質があります。とりわけ小児期発症の高次脳機能障がいは、学校生活における勉強や友達関係がうまくいかなくなることで当事者が孤立してしまい、症状の悪化や人格形成に悪影響を及ぼすリスクが高いといった懸念がございます。

一方、現在は小児期発症の高次脳機能障がいの支援状況について、大阪府ではその実態が把握できていない状況です。そのため、府内における「小児期発症の高次脳機能障がいの支援状況」を把握するために家族交流会などへの調査を通じて支援ニーズを積み上げていった上で、効果的な支援方法を検討していきたいと考えています。

①で、先ほども申し上げましたとおり、今後高次脳機能障がい児、子どもの高次脳機能障がいの支援状況などについて調査をしていきたいと考えておりまして、②の調査対象としましては、家族交流会、医療機関、放課後等デイサービス事業所、市町村の教育委員会などを想定しています。

府内で小児期発症の高次脳機能障がいの実態などを把握するに当たって、対象だけではなく、調査方法や、調査をするエリアなども含め、こういった調査をした方がよいのかにつ

いてご意見をいただけますと幸いです。

以上で資料4「高次脳機能障がい児支援の普及啓発等について」のご説明を終わります。家族講座・交流会や調査についてのご意見はもちろん、高次脳機能障がい児、子どもの高次脳機能障がいの支援の全般につきましても、幅広くご意見をいただきましたら幸いです。以上です。よろしく願いいたします。

○部会長 ご質問あるいはご意見。ご質問はありますでしょうか。

○事務局 お世話になっています。子どもの高次脳機能障がいの家族講座・交流会なんです。子どもさんの年齢とか、周知先とか、こういうところを対象に考えているとかということがあったら教えてください。

○事務局 ご年齢についてということなんです。紹介が遅れたんですが、お配りしているチラシの二つ目に子どもの高次脳機能障がい家族講座・交流会といったチラシをお配りさせていただいているかなと思うんですが、そちらに記載させていただいておりますとおり、対象としては高次脳機能障がいのある小学生、中学生の家族というところを想定しています。なので、幅広く見積もっても6歳から16歳ぐらいの方が対象になってくるのかなというところなんです。

○部会長 他にございませんか。どうぞ。

○事務局 よろしいですか。まず高次脳障がいのお子さまたちと発達障がいのお子さまたちの区別ってつくのかなと思っていて、逆に言うと、その切り分けがどちらでもよくて。同じような症状ですよ。そうしたらもう、そんな細かい。親に聞いても高次脳か発達障がいわからないので、そんな細かい切り分けをやめて、発達障がいもしくは高次脳障がい。症状はこんな感じという。

それで、やる援助も同じですよ。原因が変わったって。子どもさんとかご家庭に何か援助をしてあげるとしたら。そうしたら、そこを細かく分ける必要があるのかが知りたいです。僕は小児科でもないの。子どもさんに関わっておられますよね。ちょうど横なんで、よければご意見いただいてもよろしいですか。

○オブザーバー 私たちもたくさん相談をお受けする中で、他の子とうまくいなくてけんかをするとか、ある学校でこんなトラブルを起こしますとかという子どもさんのお話をたくさんお聞きしますが、この子は高次脳機能障がいじゃないかという。そういう視点には、学校の先生も私たちもなかなか今は立っていないということで、結局先生がおっしゃるように、この子たちとその家族をどうしていくかみたいのところになっていくと思うので、もし高次脳機能障がいの子もたちということで何か。それを特にこういうことに気を付けるべきだということがあるのであれば、そういう啓発もしないといけないのかなと今そこがなかなかそういう現場の中では、その視点はあんまりないかなと思いながら今お話を聞いていたんですが。

私もあまりその辺は専門ではないので。現場の中ではそんな感じというのがあるのかなというふうに考えています。すみません、感想になりました。

○部会長 他にございませんか。はい、どうぞ。

○事務局 事務局の方からお答えをさせていただきます。高次脳機能障がいにつきましては、皆さまもご承知のように高次脳機能障がいであるということとともに、中途障がいという側面がございまして、われわれとしてはその部分をクローズアップしたいなと思っております。事故とか、病気とか、入院された後に、以前と状況が変わってしまったというような子どもさん。ご本人も戸惑っておられるし、ご家族も戸惑っておられる。そういったところにアプローチできないかということで考えているということで、もしよろしければ、そういったところについてもご意見をいただければと思っております。

○部会長 よく似ていますし、また逆に子どもをたくさん見ている先生がそれをどう考えているのか。事故を起こす子は、もともと多動が多いというような、そういう関連もありまじ、今までおとなしかったのに事故を起こしてから非常に多動になって困っているという支援もありますし。ひきこもりが多いです。

逆に、ひきこもり対策というのが別にあります、いろんな境界が見えてくるので、できればそういういろんなところの境界と区別しながら取り組むみたい。そんなんができたらくさんの方にアプローチできるのではないかと考えております。

あと、LDセンターや大阪公立大、母子センター等で、子どもに関する取組みを行われていると思います。

ご存じかと思いますが、子どもさんの高次脳グループで miracle Brain。子どもの脳腫瘍の会、こちらも熱心にやっておられる。そんなところがあります。よろしいでしょうか。

これで議題は終わったんですね。

○事務局 はい、終わりです。

○部会長 ということで、何か今までのところで、全体を踏まえて、ぜひ疑問など、ご意見などどうぞ。

○委員 この会議に参加させていただくようになって、いろんな方々のご意見が反映されて、前へ進んでいるなというところが実感でございます。医療の方も、一覧表が出るようになったり、また子どもさんの高次脳機能障がいについても考えられるようなことになってきていて、本当に前に進んでいるなというところは感じておりまして、関係者の方の日ごろの努力というのはもうひしひしと、ずっとこの間感じております。

一つちょっと気になるというか、ネットワークの再構築というところだけが、すごく気になるところでありまして、以前に私どもの入所施設、交野自立センターも、北河内圏域でネットワークの構築の主軸にさせていただいていた施設ではあるんですが、当時は印刷代とかそういうのを年間60万ぐらいかなあ。いただいております、それには、そのメンバーの活動の、残業代とかそういうことになっていたんですが、かなり頑張ってくれていました。

当事者会も立ち上げて、今もその当事者会があるんですが、やっぱり形骸化してしまったというところはなぜなのかということ振り返ると、やはり当時病院のスタッフの方な

ども、全部手弁当で夕方来ていただくとか、そういうことになっておりまして、どうしても仕事の途中で抜けるということができない状況の方々が多い思いを持って、その方々の思いだけで参加していただいていた部分がとても多いです。

現に、今回再構築で、何とかこの再構築ネットワークができないかということで動いておられるんですが、形骸化してしまったのはなぜなのかというところを、もう一度検証しながらも再構築に向かっていただけたらなと思っております。

全然反対しているという訳ではないのですが、元々やっていた施設の者として、ご相談はずっと来ますし、そういう方々に心身向き合っている状況はあるんですが、ネットワークは形骸化していつているというところで、やはりケアマネさんからもご相談等がいっぱい入ってきますので、まずどういう順番で相談していくかとかというところも、お答えする、知っている限りのことはさせていただきますけれども、形骸化したことを、あえて重ねて申し上げますが、なぜそうなって再構築に至らないといけないかというところをもう一度検証していただいて、再構築に向かっていけばいいかなと思っております。以上です。

○部会長 いかがですか。今のご意見を踏まえて、事務局。

○事務局 はい、各圏域ごとでネットワークが形骸化してきた理由というところなんですが、大阪府としても平成25年から確か平成29年ごろだったと思うんですが、各圏域ごとにネットワークの構築を委託するというので、各圏域に金額を言ってしまうと50万円ほど委託。委託料という形でお金をお渡しして、それをもって各圏域ごとでネットワーク構築とか運営をしていただいていたという経緯がありました。

大阪府、その委託料が平成25年から29年までの事業ということで、それがストップしてしまって、金銭的なところも含めて対応が難しい圏域が出てきたという部分もあるかなと思うんですが、それと並行して、大阪府としてネットワークが形骸化した理由として考えているのが。

大阪府が主導的に委託料をお渡ししていたというところになるので、大阪府の予算ありき、大阪府がお渡ししている委託料ありきになっていたという可能性もあるのかなと考えていまして、そうしたことで、今後は地域支援ネットワークの再構築についてというところを、細かく圏域ごとで研修を事務局を形成していただいて、やっていただくということを各圏域で進めていけたらと思うんですが、大阪府が主導でやるのではなくて、各圏域ごとで自主的に、自立的にネットワークを運営していただくということが、そういった仕組みをつくっていく、少なくともそのきっかけづくりをしていくということが今後できたらなと考えております。

ただ、任せっきりということではなくて、各圏域に対しても、大阪府からいろんな意味での後方支援であったり、側面的な支援も、できることはやっていこうと思っておりますので、そういった後方支援なんかもしていきながら、圏域ごとで自立的に、自主的にネットワークを運営していってもらうということができるようになればということで、今後ネットワークの再構築の拡充を進めていけたらなと考えているところです。

○部会長 どうぞ。

○事務局 事務局の地域生活支援課柚木です。ちょっと先ほどの説明に補足なんですけど、その地域でネットワークを構築していただくというところで、やはり身近なところで頼れる支援機関があるというのは、当事者さんにとっても心強いことなのかなと思いますので、自主的にそこは支援機関の方でしていただきたいという思いは大阪府としてもあるんですが、やはりその支援機関さんのバックアップとして、行政のバックアップというのが必要なのかなというふうに感じているところですので、私どもとしては、市町村様の方にしっかりと働き掛けて、支援機関だけの今はネットワークとなっているところを行政の方も、各地域の市町村の方も入っていただいて、そこでどういう支援が必要とされているのか。そこで、市町村の役割というのはどういうことなのかというのを大阪府も一緒に考えながら行政としてできるバックアップというのを一緒に考えていけたらなと考えています。

○部会長 お金は出ないんですね。

○委員 すみません、手弁当とかと言ったことでお金のことが特にヒットされても、ちょっといけないかなと思うんですが、やっぱりいかにネットワークをつくるかということが目標でもあるんですが、今特に北河内圏域のようなところは、点でつながっていくネットワークということになると思うんです。そうすると、前回私どもも、担当者が辞めてしまっている状況で、その熱量を引き継ぐということがなかなか難しいというところもありまして、今官民、自立センターさん、これも自立支援協議会の部会ということなんですけど、やっぱり官民一体となって自立支援協議会を運営していくというところは、非常に大切だというふうにいわれておりますが、今回医療というところも一体となっていかなければいけないというところまで進めていただいていると思うんですが、研修会とか啓発とか、そういうところに関しては、各地の地区の自立支援協議会が、ネットワークで自立的に動いているところがほとんどでございますので、そういうところにも力を貸していただくというところで、点と点を各地区の自立支援協議会を使って面にしていくということも、ひとつ考えていただければいいなと思っております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。どうですか、せっかくお集まりいただいている、ちょっとまだ時間を残しておりますので。それぞれご出身もお立場もあろうかと思いますが、そんなことを踏まえながら今日のご議論での感想やご意見を聞かせていただけたらと思いますが。こっち側の人たち。別所委員、どうですか。

○委員 私どもは就労支援機関ですので、ある程度リハビリができた上でのサービスということになるので、本日のようなお話については、若干縁が遠いところもありますけれども、しかしながら、例えば障害者手帳の取得ということをお仕事のことを考える段階で検討されていらっしゃる方に対して、どういう医療機関に行けばいいのかということとか、あるいはそのために素人の方というのをあれなんですけど、不慣れな方が自分で病院を探したりということは、なかなか大変だなと思っております。サービスのマネジメントといいますか、ケースマネージをしてくださる方の存在というのがないと、大変にスムーズに進むのでは

ないかなと考えているところです。

ネットワークの構築ということをされると、一人専門のワーカーの方がいらっしゃらなくても、相談を受けた方が地域の中で、じゃあどこの機関がそういうサービスをしてくれるのかという声掛けをしやすいというところがあるので、そういう意味では有効なのかなというふうに考えてお伺いしていた次第です。

○部会長 制度上の計画相談支援が通ることになってはいますが、なかなか名前もしっかりしない。ご自分たちの職種はずっと出てこないということが現状であると。ちょっと何か愛称でも何でもやった上で、数も増やしてそれぞれの相談。当事者に、そういう人に寄り添えるようになったらいいなと思います。

○委員 高次脳機能障がいのある方の支援については、この間府下の取組みとしては大阪府さんを中心に進めてきていただいたということが、すごく大きな流れかなと思っております。先ほどネットワークの構築には市町村の役割もという風なお話もありましたが、こういった大阪府さんの方でけん引してきていただいているというのをどんなふうに市町村レベルに落としていって、市町村独自の取組みを進めていくかということが今後求められていますし、必要なことなんだなということで、今日参加させていただきながら感じていたところです。

あと、そういった意味でも大阪府さんにもお願いしたいなと思うのは、そういった市町村の取組みを形成していくための助言、指導等についても引き続きお願いしたいなと思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます。療育センター、それからその隣の職業センターですね、公立大学や都島にある総合医療センターの耳鼻科、いろんなことでお世話になっています。そういったことで、すでにいろいろお世話になっているんですが、できれば何かセンターになるような。形だけでもいいんですが、あそこにもものを言えば何かつないでいただけるというのがあれば、もっといいのかなと思いました。

○委員 普及・啓発ということですが、われわれ一般の医師がどのように認識を深めていったらいいのかということが課題だなと思います。認知症については、「かかりつけ医対応力向上研修」、「発達障がい」や「医師意見書作成」に係る研修の方は実施させていただいております。そういった研修会の中に、「高次脳機能障がい」の内容も講師の先生に入れていただいて、われわれの視野をより広げていくということも考える必要はあるなと思いました。

あともう一つは、ケアを組み立てる視点ということで、ケアワーカーやケアマネージャーさんに対しても、こういったことをしっかり学んでいただく機会をつくることも、課題だなと思いました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。当然医師会全体には、いろいろお世話になると思います。特に泌尿器科の先生方、事故に遭うと泌尿器に支障が出る可能性がありますので、そっちを専門に。

○オブザーバー 保健所というのはなかなか難しいんです。一応私も10年前まで臨床を

やっています、あとは保健所で行政立場なんです、市町村ごとで連携事業とかをやっていますので、やっぱりこういう福祉の絡み、市町村の取組みが大事なかなと思っていますので、そこら辺はお願いしたいと思いますのと。

あと、前回もお聞きしたと思うんですが、結局その入り口の部分。脳に障がいがある。脳出血であったり、脳梗塞にしろ、たぶんかつて、私も臨床で呼吸器だったんですが、基本計画、脳神経内科と脳外科で、診療科はたぶん限定される。ある程度は限定されるかなと思うんですが、たぶんその中で結局その先生方が高次脳機能障がい合併症があることを忘れていいのか、知っているけど家族に対して啓発。基本的にはやっぱりある程度の頻度で起こるのであれば、啓発をするべきなのかなと思うんですが、それは今どちらが。知らない人の方が多いんですかね、どうなんですかね。

それは分からないんですが、例えば今はたぶん脳神経学会とか脳外科学会とかに、結局指導員がどこの病院にいるかどうかって、たぶんだいたい分かってくると思うので、例えばそういう病院に関して啓発チラシを送るとか、そういうことで現場の先生方は必ずそういうのがあって、そういう疾病に向かった方についてはある程度遅くなくてもそういう合併症があるから、なるべく家族に説明をしてくださいとか、そういったところで、やっぱりそういう。

結局家族も説明されていなかったら気付かないので、今言われたように、脳機能の障がいが出たときには必ず家族に説明してもらうような動きもつくるのであれば、逆に患者さんはそこで。まあ忘れてしまうこともあるかもしれないですが、入り口部分も大事なかなと。個人的な感想ですけれども。以上です。

○部会長 そういえば、救命救急とか救急病院の壁や入り口に、ポスターを貼ってはどうかという話が前回ありませんでしたか。

○事務局 前回の部会でも、そういったご意見をいただいていたかと思います。そのときの議論としましては、外傷、交通事故なり病気なりで救急とかで運ばれて、患者控室、家族待合室か、控室のところに高次脳のポスターを貼ったらいいんじゃないかというようなご意見で、あれは病院に対してのポスターはお送りはさせていただいたんですが、その家族待合室に貼っていても、ご家族の方も気が動転されているので、なかなか目につきにくいんじゃないかというようなご意見もいただいていたかと思います。

それよりは、やはり退院するときの相談室ですかね。退院するときの退院調整されるところの部署に啓発をまずはした方が効果的なんじゃないかというご意見もちょうだいしましたので、そちらの方を中心に啓発の方は進めていきたいと思っています。

○オブザーバー 今回初めて出させていただきまして、すごく勉強になったなと思います。学校現場でも、かなり近年高次脳機能障がいなのか、あるいは発達障がいなのか、そのあたりが明確に分からないのかなと思うんですが、われわれとしては発達障がいというふうに結構捉えておりまして、もしかしたらその中に高次脳機能障がいがあるのかもしれないですが、かなり子どもらも増えてきているというような現状があります。

それで、ものすごい素人質問で恐縮なんですけど、この高次脳機能障がいについては、いわゆるMR IとかCTで分かるということなんですかね。そこは分からない場合もあるのか、どうなのかなというのがちょっと。すみません、聞いていいのかどうか分からなかったのですが、気になりました。

その中で、やはりもしかしたらそういった後発性のものなのかということで、教員の理解も十分必要なのかなというふうに思いまして、もしそれで対応が違うというようなことがあれば、そこはきっちり学校現場でも周知していく必要があるんじゃないかなと思いました。

ネットワークのお話もありましたけれども、ネットワーク自体もいろんなネットワークがあるかなと思っておりまして、他の委員さんもおっしゃっていただいていたように、うまくそういったものを使いながらネットワークを広げていく必要があるのかなというふうに思いました。感想で本当に恐縮ですが、以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。発達障がいは非常に数多くて、細かい違いもありますけども、学校の先生もそのうち対応に慣れるであろうと。ただ、高次脳のことまで手が回らないと怒られたことがあるんですけど。

ただ、頭をけがした子どももそういう発達障がいに似た症状を呈するので、その人たちについても個別支援計画を立てなさいという話が挙がってありました。

おっしゃったように、分かりにくいのですが、一先ずは発達障がいと同様に対応しましょうと。原因はよう聞いたら交通事故に遭ったらしいなあと。そういうことで学校はむしろ回っていくのかもしれませんが。逆に「発達障がいではなく、高次脳だ。そんなことも知らないのか」という風に学校側と喧嘩してはいけないと親に常々言うたことがあります。そういうふうなアプローチをお願いします。

○事務局(急性期・総合医療センター) ちょっと先ほどのお話で出ていたんですが、高次脳機能障がいの方は中途障がいで、もともと正常な成長の中で生活されていた方が、病気とかけがとかで急にそういう症状が出て、いろんな生活場面とか学校現場で問題を抱えるということなので、結構ご家族さんの心理的な負担とかですね。そういうのも小さいころから発達障がいじゃないかなというふうに見られていたお子さんの家族とは、ちょっと違うところもあるのかなというところの支援も必要なのかなとは思いますが。

あと、実際に患者さんを見ていて、その方が退院するときなどに学校現場の方と連携を取ることもあるんですが、小学校、中学校で義務教育のときには、必ず学校の方に来ていただいて、引き継ぎをしたりとかをお願いすることができるんですが、高校になったりとか、大学生になったときに、なかなか小中と応答がちょっと違って、確実に引き継ぎというのは難しいなあとか。

あと、最近通信高校とか、そういうところに復学される、転校されるとか、そういうことも多かったり、夜間高校に行ったりとか、いろんな選択肢があるみたいで、そういうところにも広く、おそらくこういう方は行っているんじゃないかなと思うので、そこら辺の支援も

必要なのかなというふうに思います。

あと、修学年齢を超えて若い年齢だけでも、社会保険とかの対象にならないとかという人が、なかなか行く先がない等が大変だったりするので、そこら辺を相談支援センターとか、そういう窓口があるよということを、ちょっと広く一般の方に知らせるようなことをまたこれからも続けていっていただきたいなと思います。

○部会長 ありがとうございます。確かに高校に戻ったけど、とても付いていけなくて、いろんな通信制の。その方がかえってうまくいったりしますから。先ほど中学生までだと言っておられましたが、までと言わずに若い人たち。ということで、大学生でも、あるいは20歳前半で、家でひきこもっている子、広くカバーした方がいいかなあとと思います、先生のお話を聞いていて。何か他にございますか。

○事務局 特段ありませんが、他の委員さんのおっしゃったことはそのとおりだなと思って話を聞いておりました。その際決してお金の問題ではないんですと謙虚におっしゃいましたが、やっぱりでも、実際グループを一つするにしても、お金がないと継続なんてできないので、そういう意味では今回、これに参加させてもらって数年になります、仲さんもおっしゃっていましたが、今日のご発表を聞いていても、非常に力が入ったいいものになってきていますよね。そう思っていて、回を重ねるたびにそう思っていて。

だから、この取組みを府が、来年度いくら予算を確保できるのか知りませんが、今やっていただいているご担当者の方の熱い思いを伝えていただいて、府で継続して予算を取ることが、もう全てのキーのような気がします。それでこそ本気で取り組んでいるのかなと思うので、私は先ほどのご意見は非常に貴重なご意見だったと拝聴しました。以上です。

○オブザーバー 今日私も初めて参加させていただいて、ありがとうございました。私たち児童相談所との家庭センターの方で、高次脳機能障がいという言葉が一番よく聞くのは親御さんなんです。それで、虐待案件とかにたくさん私たちも関わっておりますが、高次脳機能障がいの診断を受けていますというのを時々聞くんですが、やはり小脳のコントロールが難しかったり、どうしてもいらっとして子どもさんたちに怒鳴ってしまう、ひっかいてしまうみたいなことが時々聞かれるなというのを思っています。

その中で、私たちも福祉としてこれをどうしたらいいんだろうとかというのをやっていますが、今日のいろんなお話を聞かせてもらう中で、もちろん主治医の先生にお話を聞きに行ったりとかはしているんですが、もう少し地域のネットワークの中で親御さん自身も困ってはる方も、なかなかご自覚がない方もいらっしゃるんですが、この方々を支えて、養育って、子どもを育てるといのはなかなか難しいんですが、不適切な養育にならないように、子どもさんを一緒に支えていくというところを考えると、こういうネットワークをもう少し、子ども家庭センターとしても、一緒にやっていくみたいなことを考えられないかなということを考えながら今日お話を聞いていました。

私も初めてでしたので、いろいろ勉強もさせてもらって、ありがとうございます。やっぱ

り現場の中で、この辺を生かしていけたらいいかなと思って、今日は聞いていました。ありがとうございます。

○部会長 次いいですか。

○委員 今日初めて参加させていただきまして、私も障がいは専門職ではなくて、もちろん事務でして、障がいの方に来まして結構長いこといるんですが、やっぱり高次脳機能障がいに関しては、もちろん名前は知っているけれども、詳しく内容とか支援の経験とかももちろんあまりありませんので。

そういった中で、昨年度でしたかね、大阪府さんがこの地域ネットワークの再構築ということで説明に回ってこられまして、そういう活動があるんだなということとか、府下の状況とかいろいろ教えていただいて、そのとき初めて知ったこととかもありました。

さっきネットワークの形骸化みたいな話もあったんですが、東大阪でも自立支援協議会はかなり活発に活動している方だと思ってまして、当事者の会とかもそうですし、いろんな専門のテーマで民間の事業者さんとかが中心になって、すごく議論をしている場面がたくさんあるんです。

ただ、そういう中でやっぱり高次脳のことというのは、私を知る限りでは取り扱ったことがなかったなという部分もあるし、その当事者のところに高次脳の方に参加していただいて話をさせていただいたりとかというの、ほとんど機会としてはなかったなと思ってまして、やっぱり協議会を活用すべきかなと思いました。

いろんなところの方が参加していただいているので、そこで例えば今日私がお聞きした内容、相談窓口の医療機関の一覧ができていますよということだったり、子どもさんのことなんかもあるかなということで、そのあたりをまずは協議会の方で共有させていただいて、そこからその地域のネットワークというか、それは高次脳のことだけではないですけども、とにかくいろんな障がい。発達障がいとか、難病とかいろんなところを扱っていて、なかなかどこにも力を入れないといけないというところはあるんですが、高次脳についても、やはり漏れ落ちないようにという形で取り組んでいきたいなと思いました。ありがとうございました。

○委員 もしかしたら、この会議に出ている一番古株が部会長と私なんじゃないかというぐらいなんですけれども、なのでネットワークの再構築とか言っている話とか、あと、ケアマネ事業と言っていることとか、何もかもがデジャブのようで、何十年前の話やこの話はみたいなことをちょっと、くすっとおかしくなるときがあったりします。それぐらい長い付き合いをしている高次脳と。すごくたくさん埋まっている人の例も知っていますし、ご家族みんなが苦しんでいるご家庭のことも伝え聞きました。

その中で、なぜ私たちの会、若者と家族の会というんですが、なぜ若者なのかというと、今年で28年になる会なんです、結成されて。それで、結成された当初、16、17とか20歳以下だった子どもたちも、みんな28年たっているわけですよ。それで、親もそれと同じように年を取っています。介護者が取っています。

それで、うちの会というのはほとんどの人が在宅が基本になっています。それは、自分が自ら選んで在宅にしているんですが、在宅です。それが、このごろうちの会に、なかなか人も入ってこられないのは全然構わないんですよ、増えない方がいいのでいいんですが、わりと問い合わせとかは少なく、相談件数とかも減ってきたなと思って、何やろうねという話をちょっとしていましたら、やっぱり自立支援法なんかができきて、使えるものができるきたんだと。

私たちの会ができたころというのは何もなかったと。介護保険もなかった。自立支援もなかった。何にも使えるものがない。辛うじてしばらくたってから介護保険が使えるようになったんですが、みんないかんせん若いと。若者と家族の会ですから、10代から20代前半ぐらいの子とか、何の制度にも引っ掛からない子たちがいっぱいできたんですね。

それで、療育手帳は18歳までしかくれない。身体の手帳は何とか取れますけれども、高次脳の人らはまったく何にも取れなくなってしまって、やむなくみんな精神を取ったんです。

だけど、やっぱり親御さんの中とかには精神障がい者じゃないと言われる方もいっぱいいますし、今でもそれもあって、精神の手帳を取るというのはちょっと抵抗があるんですと言われる方も実際いらっしゃいます。だけど、私ごとであれなんです、私は夫が33歳のときに発症しています。それで、病気なので、交通事故ではないので、全然保証がありません。だから、言ってしまうと、本当の高次脳機能障がいです。見た目はまったく普通です。

それで、話もできますし、読み書きもできます。簡単な計算だったり、何なら英語もちゃんとできます。ある一定の基準には達してはいるんですが、記憶は5分もちません。方向も全然分からなくなってしまいますし、すぐに迷子になるので、どこにも一人で行かせられない。そのせいで、変な人扱いをされてしまう。本当に高次脳の人みたいなんです、その人を役所の窓口連れて行ったとしても、この人は何ですかとなるわけですね、二十何年前だと。

それで、私たちの会にいた高次脳さんというのは、結構そういう人がいたんです。だから、どの制度も使えない、何のサービスも受けられない、誰にも助けてもらえない、どうすんねんというので、じゃあ家族は訳が分からないから、もう分からないもの同士でもいいから、進化し合って、いっぱい工夫していこうというような。それで、あっちにも言いに行ってみようとか、こっちにも言いに行ってみようとかと言って、行政に働き掛けたりとか、あと地域の福祉のところに行ってみたりだとか、いろんなことをしながら、地道にやってきた会です。

なので、すごいでっかい大会を立ち上げますとか、そんなこともまったくありませんし、しょぼんとしているんです。しょぼんとしているというか、べつに何かをやりたいわけでもないです、うちの会はこんなやめという気もないです、誰もいないんです。なので、こうやって委員とかにまで来させてはもらいますが、もうだから今の制度とか、今の当事者さんたちとも世代じゃないですが、もう時代が違う感じがして。

医療制度も変わってきていますし、福祉の制度も変わってきています。

だから、いろんな社会支援とかは使えるようになってきたというのはありがたいですが、根本的なことは何も大して変わってはいません。困っているというのは困っています、みんな。

先ほどから発達障がいなのか、小児の高次脳なのかというので区別するべきか、そうでないのかみたいなことが言われていますが、はっきり家族会のメンバーとして言えることは、すごい乱暴な言い方をしますけれども、交通事故かそうじゃないか。保証問題が起こるか起こらないかだと思うんですね。

高次脳機能障がいというのは、何か原因があるんです。事故だとか、病気の場合は対象にはならないと思いますが、交通事故だと明らかに保証の対象になります。そやけど、そこで保証の対象になるかならないかで、その人の人生の経済的なものというのは、ものすごい違うんですね。

だから、先天性で、生まれながらの発達障がいですという方と、途中で何かあったという人との違いというのは、大きくは一つはそこにあると思います。

それで、発達の人というのは、最初から。でもまあ、軽度の方なんて分からない方もいっぱいいるので、結構な教育機関で見ると修学前とかになっても分からない子だっているわけなので、幾つになってその認定をしてもらおうのかとかというのはいろいろあるとは思っています。

だから、わりとデリケートな話なんじゃないかなと思います。

○部会長 ありがとうございます。家族の立場で言って頂きました。ほか、最後にちょっと言い残したことはございませんでしょうか。

さっきの、高次脳のお母さんで、子どもが発達障がいというのは非常に多いですね。兄が知的障がいなのかもしれません。お母さんが一番つらいかもしれません。そんなこととか、あるいはおっしゃっているように、虐待なのか、つい怒鳴ってしまう。それで、怒鳴って育てたら、そのお母さんは60になりますが、息子はまったく寄り付かない。とにかく怖いお母ちゃんやったと言うだけで、60になってやっと自分が高次脳やったということが分かったと。

全体の問題は、被害者でもあり、あるときには加害者にもなってしまうという非常に辛いことが起こっていると正直思いました。

他にございませんか。ちょっともう時間がなくなってきて申し訳ないんですが、事務局にマイクを返します。

○司会（地域生活支援課） はい、部会長、長時間の進行をありがとうございました。委員の皆さま方も、活発にご議論をいただきますとともに、多くの貴重なご意見を賜り、本日はありがとうございました。本日は限られた時間でのご議論でしたので、また参考資料の方も、これを障がい者生活リハビリテーションセンターの各機関が取り組んでいる事業の進捗状況をお示ししておりますので、これもご覧になっていただいた上で、また何かご意見等ござ

いましたら、事務局の方までいただきたいと思います。

いただいたご意見につきましては、事務局で整理を行わせていただきます。また、会議の冒頭にお伝えするのを失念していたんですが、本日の会議は公開ということで、録音もさせていただいておりますし、議事録についても公開する予定にしておりますので、また必要に応じて趣旨確認をさせていただく場合もありますので、その際にご協力をお願いいたします。それでは、これを持ちまして「令和5年度第1回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(終了)